訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業について

１　補助事業の概要

(1)　目的

訪問看護師・訪問介護員がサービスを提供する際、利用者等からの暴力行為などの対策として２ 人体制での訪問が必要となるケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の２人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助することで、訪問看護師・訪問介護員の安全確保を図り、離職防止に資することを目的とする。

(2)　補助事業の対象事業者

訪問看護事業、予防訪問看護事業、訪問介護事業

ただし、補助事業にかかる利用者が、相生市の介護保険被保険者に限る。

(3)　対象経費

訪問看護事業、介護予防訪問看護事業又は訪問介護事業で以下の条件のいずれにも該当すると認めた２人訪問に対する２人訪問加算相当額の一部

ア 訪問看護師・訪問介護員に対する暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為又は深夜の時間帯（22

時～6時）の安全確保のため、２人での訪問が必要であると認められること。

イ ２人でのサービス提供について、利用者及び家族等の同意が得られないことに相当の理由があり、介護報酬の２人訪問加算が適用できないと認められること。

※２人訪問加算の利用者等への同意の依頼は必須要件となり、事業者が実施していなければ、補助対象事業者とはならない。

(4)　補助額

訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業の補助基準単価に市が認めた２人体制でのサービス提供回数を乗じ、補助基準額とし、補助基準額に３分の２を乗じた額を上限額（補助基準額の１／３は事業者負担）とする。

[補助基準額]

相生市が認めた２人体制でのサービス提供回数 × 補助基準単価

事業実施に係る負担割合は、兵庫県・相生市・事業者がそれぞれ 1/3 を基準とする。

[補助基準単価]

|  |  |
| --- | --- |
| 訪問看護、介護予防訪問看護 | ：2,540 円／回（30分未満）：4,020 円／回（30分以上） |
| 訪問看護、介護予防訪問看護（看護補助者が同行する場合） | ：2,010 円／回（30分未満）：3,170 円／回（30分以上） |
| 訪問介護 | ：1,670 円／回（20分未満）：2,500 円／回（20分以上30分未満）：3,960 円／回（30分以上1時間未満） |
| 共生型訪問介護 | ： 810 円／回 |

※令和 4 年度は、令和 4 年4月１日から令和 5 年3月 31 日までに行ったサービスの提供を対象とする。ただし、市予算の範囲内とする。

２　提出資料

(1)事前協議

ア　事前協議書

イ　暴力行為等の内容が確認できる記録

例：サービス担当者会議記録、サービス提供記録等

ウ　第三者が把握する利用者等の情報に基づく暴力行為等の内容が確認できる記録

例：医師の２人訪問の指示書、認定調査票、フェイスシート、アセスメントシート、サービス担

当者会議記録、経過記録、対応・相談記録、意見書等

エ　２人訪問加算の利用者等への同意の依頼をおこなった記録

例：事業所の会議記録、勤務形態一覧表、訪問記録、利用者等への依頼記録等

オ　利用者等の暴力行為等の解決や、被害の軽減を図るために事業者が行った対応及び結果が確認できる記録　例：事業所の会議記録、勤務形態一覧表、訪問記録、利用者等への依頼記録等

(2)交付申請　　（提出時期）事前協議書を提出後～当該年度の1月末まで

ア　補助金交付書

イ　事業計画書

ウ　収支予算書

(3)現況報告

ア　現況報告書

（提出時期）

年１回、補助対象期間（補助対象となる訪問を初めて行った日の属する月から、当該年度の

３月末日）のおおむね半期に当たる時期頃に提出。（ただし、補助対象期間が３ヶ月以内の場合は、報告書の提出は不要。）翌年度は９月中に提出。

※時期の例

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 初訪問日 | R4.4.1 | R4.7.1 | R4.10.1 | R5.2.5 |
| 現況報告日 | R4.9 中 | R4.10～11 中 | R4.12 中 | 提出不要 |

(4)実績報告

ア　補助事業実績報告書

イ　事業実績報告書

ウ　収支決算書

エ　サービス提供記録（写し）

補助対象となった訪問におけるものすべてのサービス提供記録。なお、サービス内容、２人体制であること等が明確に記載しているもの。

３　提出先・連絡・問い合わせ先

相生市　長寿福祉室　〒678-0031 相生市旭１丁目6番28号

電話：0791-22-7124 ＦＡＸ：0791-23-4596　メール：kaigohoken@city.aioi.lg.jp

訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業の流れ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 県 | 市町 | 事業者 |
| 準備期間 | * 事前準備

・事業実施可能となった市町を県ホームページで周知 | * 事前準備

①要綱②予算措置に向けた準備③市町ホームページ等で事業周知 |  |
| 随時12月～1月頃3月頃4月以降 | * 年間所要額調査

・市町あて年間所要額調査（2月補正対応）* 交付決定通知

・市町からの補助金交付申請書を審査し、交付決定を通知* 事業実績報告書受理

・市町からの実績報告書を受理、補助金を交付 | * 事前協議の聴取

・事業者からの事前協議を聴取、事前審査・内示* 年間所要額調査回答

・（必要に応じて事業所に照会し）所要額調査に回答* 交付決定通知

・事業者からの補助金交付申請書を審査し、交付決定を通知* 補助金交付申請

・県に補助金交付申請書を提出　○実績報告書受理・額の確定・事業者からの実績報告を受理、補助金額を確定し、通知○補助金請求書受理・補助金交付・事業者からの補助金請求書を受理し、補助金を交付* 事業実績報告書提出

・県に事業実績報告書を提出 | ※市町の事業実施準備完了後* 事前協議

・利用者の保険者かつ事業実施市町に事前協議（随時）・2人の訪問看護師等による訪問看護等を提供・訪問記録を毎回記録* 補助金交付申請

・市町に補助金交付申請書を提出* 実績報告書提出

・市町に実績報告書を提出* 補助金請求書提出

・市町に補助金請求書を提出 |